○事務局長 はい、それでは、定刻前ですけれども始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は、3名12番委員、14番委員、15番委員3名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定によりまして、過半数を超えておりますので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和3年度第4回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長ごあいさつをお願いいたします。

〇会長 (挨拶)

- **〇事務局長** はい、ありがとうございました。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくお願いいたします。
- ○議長 それでは座らせていただいて議事を進めさていただきます。日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に 4 番委員、6 番委員を指名いたします。続きまして日程第 2、議案第 10 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、早速ですが私は退席をさせていただきます。2 番委員に職務代理をお願いします。よろしくお願いします。
- ○2番職務代理者 それでは早速ですが、事務局より説明をお願いいたします。事務局。
- ○係長 それでは、1ページ目をお開きください。日程第2、議案第10号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和3年第7回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、7月2日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは今、退席されました議事参与者の方の分の集積計画についてご説明をいたします。別冊の集積計画書をごらんください。集積計画書の4ページ目をお開きください。番号1で

す。

(議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

O2 番職務代理者 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問 ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- **O2 番職務代理者** ないようでしたら意義なしと認め、本件は決定いたします。退席された方の 入室をお願いします。
- ○議長 2番職務代理者にはお世話になりました。それでは残りの案件について事務局より説明をお願いします。
- **〇係長** はい。それでは別冊の集積計画の総括表にてご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

- ○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、残りの案件について何かご質問は ございませんか。ないようでしたらお諮りします。本件についてご異議はございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3 議案第11号、非農地証明願いに対する判断についてを議題といたします。事務局より説明 をお願いいたします。
- ○係長 はい、事務局。 それでは 2 ページでございます。日程第 3、議案第 11 号、非農地証

明願に対する判断について、下記内容のとおり、非農地証明願いがあったので、農地法第二条第 1 項に規定する農地に該当するか否かについて判断をお願いいたしたいと思います。番号 1 から 3 番です。所有者、土地の所在等は記載のとおりです。現況宅地、希望の理由など、農地法施行日前日(昭和 27 年 10 月 20 日)より既に宅地であったため。次に場所は添付図面のとおりです。農振農用地除外区域で、交付金等の対象農地ではなく、基盤整備事業実施箇所でもありません。以上、説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

- ○議長 はい。続いて、事前調査の報告をお願いいたします。はい、9番委員。
- ○9番委員 事前調査の報告をします。7月9日(金)に、9番 私と10番委員、16番委員、事務局より係長の4名で事前調査を行いました。番号1番から3番についてですが、現在、住宅及び納屋が建っており、現況は農地ではなく宅地になっています。多良木町固定資産台帳で確認しましたところ、明治44年に住宅等が建てられた記録が残っており、農地法施行目前日の昭和27年10月20日以前から、既に宅地であったものと思われます。よって、熊本県が定める「非農地証明事務処理要領」の非農地証明の基準の(1)、「昭和27年10月20日(農地法施行日前日)以前から引き続き非農地であった土地」に該当すると思われますので、農地法第2条第1項に規定する「農地」ではなく、「非農地」と判断できると考えます。以上、事前調査の報告を終わります。
- **○議長** はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何か ご意見はございませんか。それではお諮りします。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第4 報告第7号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題と いたします。はい、事務局より説明をお願いします。事務局。

○係長 4ページでございます。日程第4、報告第7号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和3年5月26日から令和3年6月25日までとなっております。

(内容説明)

以上報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問ございませんか。ないようでしたら、報告第5号の合意解約の報告についてを終わります。

続きまして、日程第 5、次回総会に伴う事前調査委員の指名をいたします。事前調査の日時ですが、8月 10日、火曜日、午前 9 時から行います。それから総会を 8月 11日、水曜日、午前 9 時から、事前調査委員の委員に 2 番委員、17 番委員、18 番委員をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、お願いします。以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。

議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承くだ さい。

○事務局長 ご協議ありがとうございました。これをもちまして、令和3年度第4回多良木町 農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。 以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

 議長
 委員

 委員
 書記